

第一章 司法制度改革課題の取組み

一 法曹養成・法科大学院

(一) 新しい法曹養成制度

1 司法制度改革審議会意見書

司法制度改革審議会意見書は「現行の司法試験は開かれた制度としての長所を持つものの、合格者数が徐々に増加しているにもかかわらず依然として受験競争が厳しい状態にあり、受験者の受験技術優先の傾向が顕著となってきたこと、大幅な合格者数増をその質を維持しつつ図ることは大きな困難が伴うこと等の問題点が認められ、その試験内容や試験方法の改善のみによつてそれらの問題点を克服することには限界がある。」「一方、これまでの大学における法学教育は、基礎的教養教育の面でも法学専門教育の面でも必ずしも十分なものとは言えなかつた上、学部段階では一定の法学的素養を持つ者を社会の様々な分野に送り出すことを主たる目的とし、他方、大学院では研究者の養成を主たる目的としてきたこともあり、法律実務との乖離が指摘されるなど、『プロフェッションとしての法曹を養成するという役割を適切に果たしてきたとは言いがたいところがある。しかも、司法試験における競争の激化により、学生が受験予備校に大幅に依存する傾向が著しくなり、『ダブルスクール化』、『大卒離れ』と言われる状況を招いており、法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響を及ぼすに至っている。』と指摘し、これらの問題を克服するためには「司法試験という『点』のみによる選抜ではなく、法学教育、司法

試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度を新たに整備することが不可欠である」として、その中核に「法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院」を位置付け、公平性・開放性・多様性、全国適正配置、標準修業年限は三年、一定割合以上の他学部・社会人の入学、実務との架橋を強く意識した教育、双方向・多方向で密度の濃い少人数教育、厳格な成績評価及び修了認定などの理念や目標をかけた、法科大学院では「専門的な法知識を確実に習得させるとともに、それを批判的に検討し、また発展させていく創造的な思考力、あるいは事実に即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力や法的議論の能力等を育成」し、「その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約七〇八割）の者」が新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきである」としている（意見書六一頁以下）。

2 法科大学院関連法の成立

これを受けて、二〇〇二（平成一四）年の秋の臨時国会で「司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律」および「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」が成立し、その後、法科大学院の設置基準・認証評価基準が定められ、設置審査・認証評価の体制が整備され、法科大学院は、二〇〇四（平成一六）年四月に発足し、翌年の開校を含め全国で七四校（定員は二〇〇九（平成二一）年現在で五、七六五人）となっている。

3 日弁連の取組み

日弁連は、法科大学院発足前から法科大学院の設立に協力しこれを支援するための委員会（法科大学院設立・運営協力センター）を立ち上げ、発足後は法科大学院センターに改組するなどして、法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度を支える活動を行ってきた。

(二) 法科大学院

1 法科大学院における模索

こうして発足した法科大学院は、全国的に配置・設立され、社会人・他学部出身者を含む多様な熱意ある学生を確保し、実際に、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、それを批判的に検討し、発展させていく創造的な思考力、事実即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力や法的議論の能力等を育成する仕組みとして機能し定着しつつある。この間、多くの弁護士教員を含む実務家教員と研究者教員の連携・協働のもと、理論的教育と実務的教育を架橋する双方向的・多方向的で密度の濃い少人数教育の実践が積み重ねられてきた。日弁連法科大学院センターは教材作成など地道に実務家教員支援を続けてきた。法科大学院では、カリキュラムとして、法律基本科目にとどまらず、法曹倫理を含む法律実務基礎科目、多様な展開・先端科目、基礎法学・隣接科目の履修が義務付けられ、さらに相当数の法科大学院において模擬裁判、クリニック、エクスターンシップ等の臨床系科目が設置されさまざまな工夫と模索が続けられている。また、それぞれの地域との連携、弁護士会との連携を進め、いわゆる弁護士過疎・偏在問題への対応も含めて、地域に密着した法曹養成の模索も始まっている。

2 認証評価機関による資格認定

また、日弁連法務研究財団など三つの認証評価機関による認証評価も二〇〇九(平成二一)年度には各法科大学院を一巡し、教育の質の確保、向上のための機能を果たしている。法科大学院の設置基準や認証評価基準は、少人数の質の高い教育を担保するための教員の質と量を確保し、法律基本科目、法律実務基礎科目、展開・先端科目、基礎法学・隣接科目の四つの科目群をバランス良く開設すること、修得可能単位の上限を定め、学生が「ゆ

とり」をもって「自学自習」を行うことを確保することなどを通じ、その「ゆとり」の中で法的知識をより深く理解し応用できる能力として身につけ、実務への架橋の意味を掴み取り、専門分野の知識や基礎法的素養も修得していけるよう設定されている。なお、この間いくつかの法科大学院で、こうした基準を満たせず、あるいは受験予備校的な逸脱により不適合との評価がなされたが、必要な基準のひとつでも満たさないうちは不適合となる仕組みであり、当該法科大学院の教育を全否定するものではなく、不適合判定は認証評価制度が機能していることの証左とも言える。

(三) 新司法試験

1 情報開示の進展

司法試験も様変わりし、新司法試験実施に係る研究調査会報告書の公表、司法試験委員会・新司法試験問題検討会での議論、サンプル問題公表、プレテスト実施、試験問題や出題趣旨の公表、審査委員に対するヒアリング概要の公表等がなされ、オープンな議論の中で新司法試験の内容が形成されてきた。

2 新司法試験の内容

新司法試験は、法曹養成の「プロセス」の中にあつて、「法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替え」られることとなった。「適格認定を受けた法科大学院の修了者」に受験資格が与えられ、短答式と論文式の試験が連続した日程で行われ、最終評価は両者を総合してなされることになり、試験は公法系科目、民事系科目、刑事系科目、選択科目に分かれて行われ、必須科目として憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法などを網羅することとなった。

短答式試験は、「法科大学院における教育内容を十分に踏まえた上、基本的事項に関する内容を中心とし、過度

に複雑な形式による出題は行わないものとする」(二〇〇五(平成一七)年一月一六日審査委員会会議申合せ事項)こと、論文式試験は「事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力等を十分に見ることを基本とし、理論的かつ実践的な能力の判定に意を用いる。その方法としては、比較的長文の具体的な事例を出題し、現在の司法試験より長い時間をかけて、法的な分析、構成及び論述の能力を試すことを中心とする」(二〇〇三(平成一五)年二月一日新司法試験実施に係る研究調査会報告書九頁)ことが確認され、旧司法試験の論点式採点による知識偏重の弊害が克服され、基本的に法科大学院教育の成果を試すにふさわしいものになっている。

それは、「従前どおりの論点中心の勉強方法」「個別の論点を単に丸暗記し、その内容をいわば吐き出しているに過ぎない」論文など、旧試験において指摘されてきた好ましくない勉強方法」では答えることができないもの、「法的問題を、具体的な事実に即して、あくまでも具体的に検討することができるかどうかを問う」問題となるように工夫されている。

(四) 司法修習

1 新司法修習の位置付けと内容

「新司法試験実施後の司法修習は、修習生の増加に対応するとともに、法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施」(意見書七五頁)することとなった。従前二年間ないし一年六カ月間であった司法修習は、一年間となり、法科大学院において実務架橋教育・実務導入教育がなされることを受けて従前の前期修習はなくなり、始めから実務修習が開始されることとなった。民事裁判、刑事裁判、検察、弁護の各分野別実務修習が各二カ月、新たな「選択型実務修習」が二カ月、従前の後期修習に相当する研修所における「集合修習」が二カ月である。

2 導入修習について

なお、新司法修習の開始にあたっては、当面の措置として実務修習にスムーズに入っていくための導入修習が実施されたが、二年目以降はなされていない。

(五) 新たな法曹養成制度の到達点

1 制度の到達点

このように新たな法曹養成制度は、発足六年目にして、基本的にその理念にそつたものとして制度化され、運用面でも定着しつつあると評価できる。

2 卒業生に対する評価

歩み始めたシステムの中で、どのような学生が卒業し司法試験に合格してきているかについても、基本的に好意的、肯定的な評価がなされている。例えば「新修習の修習生は、一般に、どのような問題についても自己力で解決しなければならぬという意識をもって修習しているように感じられます。このことは非常に高く評価できるところであり、法科大学院教育の賜であるうと思っています。」「もう一点、現行修習の修習生と新修習の修習生との違いとして際だって特徴的なものが、新修習の修習生は事実を大事にするということです。」「非常に意見の発表が上手。」「リサーチ能力が高い」「法曹倫理、これについては感受性がある」などの評価である（ロースクール研究一〇号「特集・法科大学院修了生の新法曹誕生」の座談会参照）。これらの積極的な評価は、法科大学院教育が実現しようとしてきたものが相当程度に成し遂げられつつあることを示している。

(六) 新制度をめぐる問題点

しかしながら、新制度がいくつかの重大な問題を抱えていることも事実である。

1 司法修習生考試（二回試験）不合格問題

その第一は、卒業生の質にかかわる問題である。

ここ数年二回試験において相当数の不合格者が出る状況が続き、一部の司法修習生の中に基本法の理解不足等問題のある者が散見され、そうした層が厚くなってきているのではないかとの指摘もされている。しかし、基本法の理解不足といっても、平均的な司法修習生や法科大学院生は基本法の分野に関する基本判例や最近の判例の存在と内容については良く知っているが、それを具体的な事案に応用する場面で十分使えるような状態で内面化されていないことが問題なのではないかとの指摘もある。質の低下の原因についても、旧司法試験の論点主義・知識偏重の弊害の反映ではないかとの指摘や、新司法試験の競争試験化の中で多くの知識を短期間に詰め込もうとするあまりに基本的な概念の理解や体系的な理解がおろそかになったり、臨床教育や実務架橋教育についての位置付けが弱いことが、「一般社会通念や社会常識に関する理解ができていない」ことの背景にあるのではないかとの指摘もある。そもそも新たなプロセスとしての法曹養成の中に司法修習、二回試験をどう位置付けるかの議論は十分になされているとは言えない。

法科大学院において、厳格な成績評価や卒業認定を一層徹底すべきことは当然であるが、いわゆる質の低下や二回試験不合格の原因の実証的説明と抜本的対応策の確立は、今後の重要な課題として残されている。

2 新司法試験の競争試験化の弊害

第二に、新司法試験の競争試験化の弊害の問題である。

当初の予想を超えた七四校の法科大学院が開校し、資格試験であるはずの新司法試験は、一八年度合格率四八％、一九年度四〇％、二〇年度三三％、二一年度は二割台に落ち込むことも予想され、その実態としては厳

しい競争試験となっており、法科大学院教育を変質させかねない状況が生まれている。新司法試験自体は、知識に偏することなく「事例解析能力、理論的思考力、法解釈・適用能力等を十分に見ることを基本とし、理論的かつ実践的な能力の判定に意を用い」て出題されても、その出題者のメッセージはなかなか正確に学生に伝わらず、受験生の側でより有利と考え学説や判例などの知識を網羅的に詰め込もうとする。学生は、司法試験科目以外の授業を熱心に受けなくなり、臨床科目を選択することを敬遠し、双方向授業より効率的な講義形式を希望したりする。必修の職業倫理などの授業を軽視し内職に走る者もでてくる。教員の側もこのような風潮の中で、法律実務基礎科目や展開・先端科目の看板のもと、司法試験を意識した法律基本科目の復習をさせるという事態や、本来教えるべき内容に割くべき時間を受験予備校さながらの答案練習を繰り返すことに費やすといった極端な状況も生まれてくる。果ては、学生の中からは、意図的に受験控えをして受験予備校で知識を補充してから新司法試験に臨む者もでてくる。こうした中で、かなりの数の学生たちが、ゆとりを失い、かえって基本的な法概念を体系的に理解し応用力を身につける機会を逸しているのではないかと危惧される。また、こうした合格率低下の中で、適性試験受験生は年々激減し、社会人や他学部生の割合も減少してきており、多様な有為な人材が法科大学院を、ひいては法律実務家の世界を目指さなくなりつつある。

3 法科大学院の理念の一部未達成

第三に、法科大学院の本来の理念を実現しきれしていない不十分点を残していることも大きな問題である。

実務への架橋を意識した教育という点では、全体として十分とはいえない。実務への架橋のための教育をどの程度重視するかは法科大学院ごとに異なっており、小・中規模の法科大学院において弁護士会との連携を強化しエクスターニシツプやクリニツクの取組み拡大の模索がみられる反面、少なくとも大規模な法科大学院において、

地域や弁護士会との連携や臨床教育の位置付けが相対的に弱い傾向がある。クリニックとエクスターンシップを選択必修とする法科大学院もあるものの、多くは選択科目にとどまっている。また卒業生の多くが、法科大学院に不足しているものとして実務導入教育をあげており、法律実務基礎科目のカリキュラム内容には、法科大学院ごとに大きなバラツキがある。こうした不十分さは、司法研修所での集合修習を経ずに直ちに各実務庁会での実務修習に入る仕組みとなった司法修習との連携をどうはかるかの問題の背景ともなっている。

更に、一部の法科大学院では、双方向授業の位置付けが弱かったり、認証評価基準が最低限求めている少人数教育が徹底されていない。

第一の問題とも関連するが、厳格な成績評価、厳格な修了認定という観点から問題を指摘せざるを得ない法科大学院も散見される。

こうした不十分点の背景として、教員の負担が過重になっていることや、開設された法科大学院の全体規模や科目構成に対比して担当教員の絶対数にゆとりがないことがあり、時として教員の引き抜き合戦といった事態も生じている。法科大学院発足時には許容された学部等との専任教員数のダブルカウントの例外措置は一〇年間の暫定措置であって、これが原則に立ち戻るとき、現状のままであれば、さらに深刻な教員不足問題が顕在化することが予想される。

(七) 今後の課題

1 中教審特別委員会の「中間まとめ」

以上のような状況のもと、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会は二〇〇八（平成二〇）年九月三〇日に「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（中間まとめ）」を公表し、法科大学院教育の

2 「中間まとめ」に対する日弁連意見
共通的な到達目標の策定を提言し、教育体制充実の見地から法科大学院の定員の見直し（適正化）に言及した。

これに対し、日弁連は、二〇〇八（平成二〇）年二月十九日に、同中間まとめを基本的に評価しつつ、「到達目標の設定にあたっては」、「法律実務にとつての重要性という観点を十分考慮すること」、「到達目標の設定の主たる目的は、修得すべき知識の最低限の範囲を確定することによって、学生がいたずらに知識の暗記・詰め込みに走る弊害を予防し、もって、実質的な法的問題解決能力の涵養に力を注げる体制を整えることにあること」に鑑み、法的思考力の涵養を重視した適切な到達目標を設定すること、「大規模法科大学院については、少人数による充実した教育が確保されるよう、定員の削減を積極的に検討すること」、「法科大学院の全国適正配置の観点に十分配慮すること」などを要望する「中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会『法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（中間まとめ）』に対する意見」を公表した。

3 日弁連の「新しい法曹養成制度の改善方策に関する提言」

更に、日弁連は、二〇〇九（平成二一）年一月一六日に、法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度の運用の一翼を担う立場から、法曹養成の全過程にわたる提言として、「新しい法曹養成制度の改善方策に関する提言」を公表した。同提言は、以下の二一項目を提言している。

(1) 地域的な適正配置に配慮しつつ、法科大学院の一学年総定員を当面四、〇〇〇名程度にまで大幅削減すること

(2) 法科大学院の理念に沿った教育を実施するために必要な体制を整えることが困難な状況にある法科大学院については、他法科大学院との連携や学生募集の停止を含めた適切な措置を主体的に講ずること

- (3) 法科大学院の基本的な履修科目につき、修得すべき知識の最低限の範囲を確定し、法的思考力の涵養を重視することを目的とした到達目標を設定すること
- (4) 法科大学院における臨床科目の一層の充実をはかること
- (5) 法科大学院入学後、はじめて法律を学ぶ未修者が三年間の課程を通じて法曹になるための基礎力を身につけることができるよう、教育内容・方法の工夫をはかること
- (6) 法科大学院における成績評価及び修了認定が厳格になされるよう、各法科大学院がその実効性を担保する仕組みを具体的に講ずるとともに、各認証評価機関においては適切な評価方法の工夫をはかること
- (7) 新司法試験の短答式試験について、いたずらに知識を重視した試験とならないよう、その出題対象を法律実務家となるために必要とされる基本的法律知識に限定し、その確実な理解を試すものとともに、論文式試験との配点割合を見直すこと
- (8) 予備試験制度については、法科大学院が新たな法曹養成制度の中核的教育機関であることをふまえ、あくまでごく例外的な法曹資格取得の途として運用すること
- (9) 各法科大学院と法曹三者の連携の下、新司法試験終了後、分野別実務修習開始までの間に、必要な実務導入教育を実施すること
- (10) 新規登録弁護士の実務能力の向上をはかるとともに、社会の幅広い需要に応えられる能力養成のため、日弁連、弁護士会として、新規登録弁護士を対象とした研修及びすべての弁護士に向けた継続研修の体制を整備すること
- (11) プロセスとしての法曹養成制度を担う法科大学院、司法試験、司法修習の各運用及び制度の改善に役立て

(八) 　　るため、それぞれの運用状況等に関する情報の公表を一層進めること
　　おわりに

法曹養成制度が今後その理念に沿ったものとして定着し発展していくため、前記各提言は重要かつ喫緊の課題である。それらの成否は制度の将来を左右するといつて過言ではない。日弁連としては、各法科大学院、法科大学院協会、文部科学省、各認証評価機関、法務省、司法研修所、裁判所、検察庁等、関係諸機関との密接な連携をはかりつつ、これら課題の実現に向けた取組みに全力を尽くすべきである。

(古 口 章)

二 裁判員制度の導入

(一) 導入への道のり

二〇〇九(平成二一)年五月二二日から、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(以下「裁判員法」という。)が全面施行された。裁判員法は、二〇〇四(平成一六)年五月二二日に成立し、同月二八日に公布された。一九四三(昭和一八)年に陪審法の施行が停止してから実に六十数年ぶりに、形を変えて国民の司法参加制度がスタートした。日弁連は、国民の司法参加を強く求めてきたが、漸く、それが実現したことになる。この裁判員法の制定の経緯を簡単に振り返りたい。

1 「司法改革に関する宣言」(一九九〇(平成二)年)以前

周知のごとく、わが国には陪審法が存在する。陪審法は、一九三三(大正二二)年に成立し、一九二八(昭和三)年から施行された。一九四三(昭和一八)年に、陪審法の停止に関する法律によって陪審法の施行は停止さ

れたが、戦後復活することが予定されていた。

戦後、民間や政党から、陪審制導入を含む憲法案が提出された。また、マッカーサー草案の第二次試案やGHQのマニスカルク提案などにおいて、陪審制導入が規定されていた。しかし、政府は陪審導入に消極的であった。その結果、憲法に陪審のことが規定されず、わずかに裁判所法三条三項で、「この法律の規定は、刑事について、別に法律で陪審の制度を設けることを妨げない。」と規定するにとどまった。

次に、刑事訴訟法（以下「刑法」という。）改正論議の際、法制審議会において陪審制導入の是非についても議論されたが、結局は、採用されないことになった。陪審制を含め、国民の司法参加導入について、その後の議論状況は低調であった。

日弁連においても、国民の司法参加自体に関心があったものの、必ずしも大きな運動にはならなかった。例えば、「自由と正義」を見ても、最初に国民の司法参加の特集が組まれるのは一九六六（昭和四一）年五月号における「陪審・参審制度」である。その後は、一九七九（昭和五四）年一〇月号における「国民の司法参加」、一九八四（昭和五九）年一二月号における「陪審」であった程度であることに、国民の司法参加への関心度の低さが象徴される。他方、政府の方でも、一九六二（昭和三七）年に設置された臨時司法制度調査会では、法曹一元制度が調査事項とされたが、国民の司法参加制度については調査の対象にもならなかった。

しかし、その後、免田事件（一九八三（昭和五八）年七月一五日再審無罪）、財田川事件（一九八四（昭和五九）年三月一二日再審無罪）、松山事件（一九八四（昭和五九）年七月二一日再審無罪）、島田事件（一九八九（平成元）年一月三一日再審無罪）といったいわゆる死刑判決確定後の再審無罪判決が四件も続けて言い渡された。また、「人質司法」、「調書裁判」と称されるような人権軽視で閉塞的な刑事裁判の傾向が強まり、刑事裁判のあ

り方を考え直すべきであるとの声次第に高まってきた。

他方、裁判官の差別的人事、行政・検察寄りの裁判など官僚裁判官制度の弊害が指摘され、その打破の声次第に高まってきた。

このようなこともあって、一九八〇年代後半から、日弁連において、トータルな司法改革を目指す動きが強まり、その中で、国民の司法参加も真剣に議論されるようになった。

(二) 「司法改革に関する宣言」から司法制度改革審議会設置まで

前述のような流れの中で、一九八〇年代後半から、日弁連は、国民の司法参加に向けたさまざまな取組みを行った。

1 数次にわたる司法改革宣言

日弁連は、司法改革に関する宣言、一九九〇(平成二)年五月二五日、その二(一九九一(平成三)年五月二四日)、その三(一九九四(平成六)年五月二七日)と、相次いで、司法改革を進める宣言を行った。その中では、繰り返し、国民の司法参加の観点から、陪審や参審制度の導入の検討を求めている。

2 司法シンポジウム

これら司法改革宣言の前提として、あるいは宣言と並行して、日弁連は、第一三回(一九九〇(平成二)年)、第一四回(一九九二(平成四)年)、第一五回(一九九四(平成六)年)の各司法シンポジウムにおいて、国民の司法参加を取り上げた。司法シンポジウムでは、国民の司法参加制度の調査研究、あるべき姿などが議論された。

3 外国調査

司法シンポジウムの際などにおいて、日弁連や各弁護士会は、諸外国の陪審・参審制度の調査団を派遣している。例えば、司法制度改革審議会設置後も含めれば、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、オーストリア、スウェー

デン、デンマーク、イタリア、スペインがある。

4 模擬裁判の実施

また、司法シンポジウムの準備過程などにおいて、全国各地で模擬陪審裁判が実施された。一九九二（平成四）年段階で合計七弁護士会、同年から一九九四（平成六）年にかけては合計二二弁護士会で実施されている。

5 陪審討議要綱等の作成

司法シンポジウムの準備等と並行して、日弁連内部において、あるべき陪審制度などについて検討された。その結果、一九九二（平成四）年一月には、司法問題対策委員会国民の司法参加に関する部会が、「刑事陪審法改正討議要綱」を作成した（一九九六（平成八）年五月に改訂）。また、一九九八（平成一〇）年四月には、司法改革推進センター第二（陪・参審）部会が、「刑事陪審・参審法討議要綱」を作成した。

6 アクション・プログラム

他方、日弁連は、刑事司法制度もトータルに見直す必要があるという観点から、刑事司法改革の実現に向けてのアクション・プログラム（一九九五（平成七）年一〇月七日）を採択した。ここでは、陪審制や参審制が、「導入するかしないかの段階よりも、いかに導入し、いかに運用するかの段階にきているように思われる」とされている。

(三) 司法制度改革審議会と日弁連

一九九九（平成一一）年に司法制度改革審議会設置法が成立し、司法制度改革審議会（以下「審議会」という。）において、二一世紀のわが国社会における司法のあり方を検討することになった。同法二条では、「国民の司法制度への関与」に関しても必要な基本的施策について調査審議されることとされた。

1 審議会における日弁連などの意見

審議会では、二〇〇〇（平成一二）年九月二日の第三〇回会議において、法曹三者からのヒアリングがなされた。

日弁連は、後述する「陪審制度の実現に向けての提言」を踏まえ、陪審制度の導入を強く求めた。他方、最高裁および法務省は、国民の司法参加、ことに陪審制度の導入については否定的であった。特に、最高裁は、国民が評決権を有することは憲法違反の疑いがあることなどを前提にして、仮に国民の司法参加が可能であるとしても評決権なき参審が望ましい旨の意見を述べるなど、国民の司法参加に対する非常に消極的な意見であった。

2 審議会開会中における日弁連の活動

日弁連は、審議会発足前の一九九九（平成一一）年五月二日には司法改革の実現を期する宣言、審議会開会中の一九九九（平成一一）年一月一九日には司法改革実現に向けての基本的提言、二〇〇〇（平成一二）年五月二六日には司法改革に関する宣言を発表して、国民の司法参加実現を求めた。

特筆すべきは、二〇〇〇（平成一二）年三月一七日に、「陪審制度の実現に向けての提言」を採択したことである。この提言において、日弁連として初めて、選択的刑事陪審制度を導入するよう提案した。また、二〇〇〇（平成一二）年七月一四日には、「刑事司法改革に向けての提言」も公表し、繰り返し、刑事司法改革のために陪審制の実現が必要であることを提言した。

二〇〇〇（平成一二）年六月には、国際会議「日本における司法への市民参加」を開催した。この会議には、アルゼンチン（一部の州で参審（当時、以下同じ））、ブラジル（陪審）、デンマーク（陪審と参審の併用）、フランス（参審）、ドイツ（参審）、ロシア（全体で参審、一部の地域で陪審）、スペイン（陪審）、イギリス（北アイ

ルランド、陪審（アメリカ（陪審）の諸国から、司法参加に造詣の深い学者・実務家が集まった。

二〇〇〇（平成一二）年一月一七日には第一八回司法シンポジウムを開催し、あるべき国民の司法参加制度について議論を重ねた。

3 審議会の中間報告

審議会は、前述の法曹三者からのヒアリングや公聴会などを踏まえ、二〇〇〇（平成一二）年二月二〇日、中間報告を行った。そこでは、訴訟手続への参加については、「陪審・参審制度にも見られるように、広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、訴訟手続において裁判内容の決定に主体的、実質的に関与していくことは、司法をより身近で開かれたものとし、裁判内容に社会常識を反映させて、司法に対する信頼を確保するなどの見地からも、必要であると考ええる。」と述べられ、その上で、「今後、欧米諸国の陪審・参審制度をも参考にし、それぞれの制度に対して指摘されている種々の点を十分吟味した上、特定の国の制度にとらわれことなく、主として刑事訴訟事件の一定の事件を念頭に置き、我が国にふさわしいあるべき参加形態を検討する。」として、国民の司法参加導入への積極的な意見となった。戦後半世紀を経過して、漸く国民の司法参加の窓が開かれたのである。

4 最終意見 裁判員制度の導入

中間報告の後、最終とりまとめを行う時期が近づいた二〇〇一（平成一三）年一月には、日本法律家協会及び商事法務研究会が、「国民の司法参加を考える 参審制度を中心として」と題するパネルディスカッションを実施した。これは、審議会が実施した地方公聴会（東京、大阪、福岡、札幌）での意見としては陪審制導入を求める声が強かったこと、あるいは、国民の司法参加を議論する審議会の直前にマスコミで報道された最高裁の「評

決権なき参審」が、かたくなに市民に権限を与えようとしないうちに守旧的な姿として印象づけられたことから、陪審導入に傾く流れを参審制に向けようとした巻き返しと推測された。

このようなこともあったが、最終的には、二〇〇一（平成一三）年六月一二日に内閣総理大臣に提出された意見書において、「裁判員制度」を導入すべきとされた。

5 日弁連の対応

日弁連は、意見書が提出された日、「国民の司法参加につき、広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、刑事重大事件につき、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与する新たな制度として『裁判員』の制度を提言されたことは、わが国司法の市民的基盤を確立する上で画期的な意義を有するものです。」という会長声明を公表した。

(四) 裁判員制度・刑事検討会と日弁連

審議会の意見書を踏まえ、内閣において、司法制度改革推進本部（以下「推進本部」という。）が設置された。裁判員制度の具体的制度設計については、刑事手続改革とともに、裁判員制度・刑事検討会（以下「検討会」という。）において議論されることとされた。

1 検討会における議論

検討会においては、推進本部事務局が提示した「たたき台」に記載されたさまざまな論点を中心に議論がなされたが、注目された最大の論点は、裁判員と裁判官の数であった。即ち、前述の意見書では、裁判官と裁判員の数については、「一つの裁判体を構成する裁判官と裁判員の数及び評決の方法については、相互に関連するので、併せて検討する必要があるが、裁判員の主体的・実質的関与を確保するという要請、評議の実効性を確保すると

いう要請等を踏まえ、この制度の対象となる事件の重大性の程度や国民にとっての意義・負担等をも考慮の上、適切な在り方を定めるべきである。」として考慮要素を示したものの、具体的人数までは決定できなかった。そこで、この点について検討会で激しい議論がなされた。

二〇〇二（平成一四）年九月二四日、法曹三者等からのヒアリングがなされた。日弁連は、裁判員の数を裁判官より相当多くするという趣旨のワイド論に立脚した意見を述べたが、最高裁および法務省は、裁判員の数を裁判官と同等程度までとするコンパクト論に立脚した意見を述べた。

推進本部事務局は、二〇〇三（平成一五）年一〇月ころには事務局の骨子案を作成する予定であったが、主に、自民党において最終意見が確定できていないという状況もあって作成できず、その代わり、座長が「座長試算」を提示することになった。その「座長試算」は、裁判官三人、裁判員四人（ただし、五人あるいは六人も考えられる）というものであった。

その後、自民党と公明党の与党内部の調整も踏まえ、最終的には、推進本部事務局が作成した骨子案は、裁判官三人と裁判員六人、但し、自白事件等の場合には裁判官一人と裁判員四人の合議体にすることができるというものとなり、それが法案となった。

2 検討会における日弁連の取組み

日弁連は、審議会意見書が示された後直ちにあるべき裁判員制度の検討に着手した。その結果、二〇〇二（平成一四）年七月三一日に、日弁連司法改革実現本部において、『裁判員制度』の具体的制度設計要綱』をまとめ、同年八月二三日には、理事会において、以下の五項目からなる『裁判員制度』の具体的制度設計にあたっての日弁連の基本方針』を採択した。

- (1) 裁判員の数は裁判官の三倍以上とすること
- (2) 直接主義・口頭主義を徹底すること
- (3) 評議、評決におけるルールを確立すること
- (4) 完全な証拠開示と十分な準備期間を確保すること
- (5) 身体拘束制度を抜本的に改革すること

その後、検討会の議論に対応して、二〇〇三（平成一五）年五月三〇日付「裁判員制度」たたき台』に対する意見」、二〇〇三（平成一五）年二月一日付「裁判員制度及び刑事裁判の充実・迅速化に関する日弁連意見書」（「座長試案」に対して）、二〇〇四（平成一六）年二月二日付「裁判員制度、刑事裁判の充実・迅速化及び檢察審査会制度の骨格案に対する意見書」をまとめた。

また、日弁連は、諸外国の制度を学ぶ必要があるとの観点から、二〇〇三（平成一五）年六月二日、アメリカ、フランス、ドイツ、イタリアから学者及び実務家を招いて、国際会議「国際水準からみた裁判員制度」を開催した。他方、よりよい裁判員制度を実現するためには、市民に裁判員制度を知ってもらい、連携していくことが重要であるとの観点から、「裁判員制度のための民間公聴会」（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡）、模擬裁判（全国各地で三八回）、東京ミーティングなどを行った。とりわけ、日弁連が企画・制作した裁判員ドラマ「裁判員 決めるのはあなた」は、全国各地で幅広く上映され、衛星放送や地上放送でも放映されたほか、国会議員、政党関係者向けの上映活動も行った。裁判員制度の姿が具体的によくわかるということで好評を博した。

3 政党の動き

自民党は、二〇〇三（平成一五）年五月から、司法制度調査会裁判員制度と国民の司法参加のあり方に関する小委員会（以下「小委員会」という。）を開催し、週一回のペースで議論を進めた。小委員会は、二〇〇三（平成一五）年一月九日投票の衆議院総選挙の前である同年九月二六日に「中間取りまとめ」を行った。この中間取りまとめでは、注目の裁判官と裁判員の数について、裁判官については三名とすることが一応適当としつつ二名論も排斥せず、また、裁判員の数についても、裁判官三名の場合には二から六名が考えられるというものとなっており、確定されなかった。

総選挙後、自民党は、小委員会ですらに議論を重ね、二〇〇三（平成一五）年二月一六日、小委員会取りまとめを行った。裁判官の数は三人、裁判員の数は四人程度とするものである。

他方、公明党も、同月一日、案をまとめた。裁判官一人、裁判員七人とするものであった。

その後、自民党および公明党は、二〇〇三（平成一五）年二月後半から、与党政策責任者会議司法制度改革プロジェクトチーム（与党PT）で、両党のすりあわせを行い、最終的には、二〇〇四（平成一六）年一月二六日に、「裁判員制度の導入について」と題する文書で合意した（以下「与党合意」という）。それを受け、司法制度改革推進本部も、「裁判員制度の概要について（骨格案）」をまとめ、二〇〇四（平成一六）年一月二九日の検討会に報告提出した。この骨格案に基づいて作成された法案は、自民党総務会での議論を経て一部修正（辞退事由について政令で定めることができることとした）の上、二〇〇四（平成一六）年三月二日に閣議決定され国会に上程された。

なお、民主党は、二〇〇三（平成一五）年二月四日、江田五月司法改革ワーキングチーム（WT）座長、千

葉景子「次の内閣」法務大臣名で、「裁判員制度設計に関する考え方」を発表した。裁判官一名あるいは二名（ロー・クラーク的判事補一名含む）、裁判員は一〇名前後とする意見である。

4 裁判員法および改正刑訴法の成立

二〇〇四（平成一六）年三月一六日に、衆議院において、裁判員法案に関する野沢太三法務大臣の趣旨説明後、両法案は法務委員会に付託された。衆議院では、法務委員会および本会議において、四月二三日、両法案が一部修正の上可決された（裁判員法は全会一致、刑訴法改正は賛成多数）。なお、民主党から、刑事訴訟法の一部を改正する法律案（取調への可視化等に関して）が提出されていたが否決された。

参議院では、同年四月二八日に野沢大臣の趣旨説明がなされた後法務委員会に付託された。参議院では、五月二〇日、法務委員会、五月二一日、本会議において両法案が可決された（本会議では、裁判員法は、賛成一八〇、反対二の賛成多数。刑訴法改正は、賛成一六〇、反対二二の賛成多数）。なお、共産党の井上哲士議員から、法務委員会において、両法案についての修正案が提出されたが否決された。

このように、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成一六年法律第六三号）は、二〇〇四（平成一六）年五月二二日に成立し、同月二八日に公布された。同法附則一条により、同法は、遅くとも二〇〇九（平成二一）年五月までに施行されることになった。また、同時に、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成一六年法律第六二号。以下、「改正刑訴法」という。）も成立して、公布された。同法附則一条により、公判前整理手続などの規定については、遅くとも二〇〇六（平成一八）年一月までに施行されることになった。

5 附帯決議

両法案については、衆議院および参議院の各法務委員会において、附帯決議がなされた。例えば、裁判員の守

秘義務の範囲は明確かつ分かりやすいものとする事、被告人の防衛権を十分に保障する観点が必要であること、裁判員の参加する裁判にふさわしい制度等を考えることなど、国会において懸念され議論されてきたことなどである。

6 会長声明

日弁連は、裁判員法成立当日、以下のような会長声明を公表した。

(1) 本日、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案」(裁判員法案)が、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」(刑訴法改正法案)とともに、参議院本会議で可決され、成立した。

裁判員制度は、法の支配をこの国の血肉とし、日本国憲法によって立つ個人の尊重と国民主権を真の意味で実現することにおいて、今次司法制度改革の象徴的制度である。一九四三年にわが国の陪審法が施行を停止されてから約六〇年を経て成立し、広く国民が主権者として裁判に参加するこの裁判員法は、司法に健全な社会常識を反映させる意義を有するに止まらず、わが国の民主主義をより実質化するものとして、歴史的に大きな意義を有するものである。

(2) しかし、この制度が実施されるまでには、達成すべき多くの課題がある。

まず、裁判員の実質的・主体的関与を真に可能にするともに、被告人の防衛権を保障した刑事手続の確立を図ることが必要である。そのためには、新たに創設された証拠開示制度や被疑者段階からの国選弁護制度などが適切に運用されることに加え、取調べ過程の可視化(録画・録音)、身体拘束制度の抜本的改革をはじめとする制度改革が、施行までに実現されることが不可欠である。

また、国民がすすんでこの制度を担うためには、十分な情報提供、誰もが参加しやすい環境整備、守秘義

務の範囲の明確化なども、重要な課題である。

(3) 日本弁護士連合会は、この制度の導入によって、広く国民が司法に対する理解・支持を深め、司法がより強固な国民的基盤を得ることを願うものである。

そのために当連合会は、政府及び最高裁判所と協力した国民への広報活動、この制度のもとでの訴訟活動にむけた研修など、制度実施のための諸課題に取り組みべく新たな組織体制を立ち上げ、また、既に設置された法曹三者による「刑事手続の在り方等に関する協議会」などを通じて、真に適切な刑事手続の運用確保と必要な制度改革の実現を目指すものである。

当連合会は、全国の弁護士の参加を得て、この歴史的課題に全力をあげて取り組み、国民の期待に応える決意である。

(五) 裁判員法成立後の法をめぐる状況

1 部分判決制度の導入

検討会の骨格案では、弁論が併合された事件の審理方法等についてはさらに検討するものとされていた。

二〇〇六（平成一八）年一二月から、法制審議会刑事法（裁判員制度関係）部会において、この点が議論され、部分判決制度を導入することが決められた。その答申を受けて、二〇〇七（平成一九）年五月二二日、裁判員法が改正された。

2 裁判員規則

最高裁は、刑事規則制定諮問委員会の議論を経て、二〇〇七（平成一九）年六月一三日、裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（裁判員規則）を制定した。また、二〇〇八（平成二〇）年四月二三日、部分判決制度導入

を踏まえて、裁判員規則を改正した。

3 裁判員等選任手続に関するイメージ

最高裁は、裁判員規則制定の議論と並行して、裁判員選任手続に関する運用イメージを固めた。

具体的には、裁判員選任手続の流れ、裁判員法三九条の説明など裁判員に対する説明イメージ、不公平な裁判をするおそれに関する質問についての基本的考え方やイメージである。

4 辞退事由に関する政令

政府は、パブリックコメントを経て、裁判員法一六条八号（改正後の条文番号）に規定する政令として、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第一六条第八号に規定するやむを得ない事由を定める政令」を制定し、二〇〇八（平成二〇）年一月一七日に公布した。

5 マスコミの動き

日本新聞協会は、二〇〇八（平成二〇）年一月一六日、「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」、二〇〇九（平成二一）年二月二六日、「裁判員となるみなさんへ」を（<http://www.pressnet.or.jp/>）、日本民間放送連盟は、二〇〇八（平成二〇）年一月一七日、「裁判員制度下における事件報道について」（<http://www.nabor.jp/>）を公表した。

他方、日本雑誌協会は、特に新たな方針を決めていない。

6 施行日の決定

二〇〇八（平成二〇）年四月一五日の閣議で、裁判員法を二〇〇九（平成二一）年五月二一日から全面施行する事が決定された（<http://www.moj.go.jp/SAIBANIN/info/starts.pdf>）。

(六) 裁判員法成立後の日弁連の動き

前記会長声明などを受け、日弁連は、裁判員法施行に向けて、以下のような活動を行った。

1 裁判員制度実施本部の設置

日弁連は、二〇〇四（平成一六）年六月、裁判員裁判施行に向けたさまざまな準備活動を行うため、「裁判員制度実施本部」を設置した。

2 模擬裁判等

各地方裁判所は、各地の弁護士会および地方検察庁とともに模擬裁判を繰り返し実施した。裁判員制度実施本部は、各地の情報やDVDを収集分析して模擬裁判の状況を把握するとともに、問題点や対応策を検討した。

それなどをもとに、各弁護士会連合会単位のブロック検討会、「自由と正義」への連載、出版などを行った。

3 研究

裁判員制度実施本部では、公判前整理手続、公判弁護のあり方、法廷用語の日常語化等について、検討・研究・出版を行った。

公判前整理手続に関しては、「公判前整理手続を活かす」（現代人文社）、「公判前整理手続を活かすPart2（実践編）」（現代人文社）として出版された。

公判弁護のあり方としては、「法廷弁護技術」（日本評論社）を、裁判員裁判の弁護戦略に関しては、「裁判員裁判における弁護活動 その思想と戦略」（同）を出版した。

法廷用語の日常語化については、その最終報告書を、「裁判員時代の法廷用語」として、また、市民向けに「やさしく読み解く 裁判員のための法廷用語ハンドブック」（いずれも、三省堂）として出版した。

4 研修

裁判員裁判では、公判前整理手続が必要に行われる。また、公判は、連日開廷となり、直接主義・口頭主義が重視される。弁護士も新たな技術の習得が必要である。日弁連は、それらに対応するために、さまざまな研修を行ってきた。

公判前整理手続については、繰り返しサテライト研修を行った。

法廷弁護技術では、まず、テンプル大学ロースクールの弁護士を講師に迎え、二回にわたって、法廷弁護技術に関するサテライト研修を行った。

また、二〇〇八（平成二〇）年一月と一〇月には、全米法廷技術研究所（NITA）から弁護士等を招き、実演型研修を行った。この研修には、全国各地から弁護士が集まり、アメリカ人講師の講義を聞くとともに、実演を行い、アメリカ人講師などの講評を受けた。この研修を受けた弁護士が、各弁護士会で、同様の実演型研修を行った。その際には、裁判員制度実施本部公判弁護に関するプロジェクトチームの会員が各弁護士会に招かれ、講評を行った。

さらに、二〇〇八（平成二〇）年一月一日には、弁護戦略研修を行った。この研修では、受講者に予め資料を提供し、公判前整理手続に関する書面を作成・提出してもらった上で、それに基づき、裁判員裁判における弁護戦略の立て方について検討し議論した。

二〇〇九（平成二一）年三月二十五日、二十六日には、総まとめのサテライト研修を行った。

5 広報活動

裁判員になる国民も初めての経験であり、裁判員裁判が実施されることのみならず、その意義などについても

理解していただくことが望ましい。そのため、裁判所や法務省・検察庁は、多大な予算をかけて広報活動に努めてきた。弁護士会も、できる範囲内で広報活動を行ってきた。

まず、ホームページである。日弁連ホームページに裁判員制度の項目を設け、裁判員制度の概説、日弁連の取組みなどを掲載している。

日弁連は、裁判員パンフレット（第一弾、第二弾）、漫画パンフレット（三部作）を作成した。また、第三回司法シンポジウムに合わせて、裁判員ドラマ第二弾「裁判員になりました」ニュースの向こう側」を作成した。また、各界での研修、たとえばテレビ局での裁判員研修など、必要に応じて講師を派遣して広報活動を行ってきた。

なお、裁判所が主導で、法曹三者による広報活動を、全国的あるいは各地で行っているが、弁護士会も、その広報活動に参加している。

6 司法シンポジウム

二〇〇八（平成二〇）年一月八日、東京で、第二三回司法シンポジウム「カウントダウン！ みんなで築こう裁判員制度」を開催した。

このシンポジウムは、裁判員制度をテーマに弁護士会館全体を会場として開催するものであり、裁判員ドラマの上映、鳥越俊太郎氏やダニエル・フット氏をパネリストとしたパネルディスカッション、弁護士を対象とした裁判員制度に関するパネルディスカッション、模擬評議体験、高校生模擬裁判選手権東西対抗決戦、裁判員制度をわかりやすく説明したパネル展示等々、さまざまな角度から裁判員制度を取り上げた。なお、一般公募作品の中から採用した当シンポジウムマスコミキャラクター「サイサイ」も活躍した。

7 提言

日弁連は、裁判員制度に関して必要に応じて提言を行ってきた。具体的には、二〇〇六（平成一八）年八月「裁判員休暇制度の導入についての会長談話」、二〇〇八（平成二〇）年六月「裁判員制度における保育サービス提供に関する要望書」、二〇〇八（平成二〇）年一月「裁判員制度を検討するための検証機関設置を求める提言」、二〇〇八（平成二〇）年二月「裁判員制度の下での少年逆送事件の審理のあり方に関する意見書」である。

裁判員法施行延期の動きがある中、二〇〇八（平成二〇）年八月二〇日には、「裁判員制度施行時期に関する緊急声明」を公表した。同年一月二八日には、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者への通知が送付されるタイミングに、「市民の皆様へ（会長談話）～裁判員制度実施を半年後に控えて～」を発表した。

（西村 健）

三 刑事司法改革

（一） 被疑者国選弁護制度

1 司法制度改革における被疑者国選弁護制度

（1） 法曹三者による意見交換

一九九八（平成一〇）年八月、最高裁・法務省・日弁連の法曹三者は、「刑事被疑者弁護に関する意見交換会」を設置し、一九九九（平成一一）年一〇月終了まで、協議が継続されてきたが、この過程において、法務省からは、「この間の当番弁護士制度の運用の実態等を踏まえ、公的被疑者弁護制度に関する現実的な検討が必要な段階に来ている」との見解が示され、最高裁の協議委員からもそうした検討に「意義を認める」との発

言がなされ、ここに至って、被疑者国選弁護制度の実現に向けて法曹三者間に基本的合意ができたのであった。これは長年にわたる全国の当番弁護士の地道な活動の積み重ねの結果に他ならない。

(2) 司法制度改革審議会意見書 二〇〇一（平成一三）年六月

司法制度改革審議会は、最終意見書を提出したが、その中で「被疑者・被告人の公的弁護制度の整備」に關し、「(略)少年事件をも視野に入れつつ、被疑者に対する公的弁護制度を導入し、被疑者段階と被告人段階とを通じ一貫した弁護体制を整備すべきである」とした。

(3) 司法制度改革推進法の制定 二〇〇一（平成一三）年一月

意見書の趣旨にのっとり行われる司法制度改革を総合的かつ集中的に推進することを目的として、司法制度改革推進法が制定され、同法に基づき、内閣に司法制度改革推進本部が設置された。さらに、同本部に顧問会議と事務局が置かれたうえ、事務局に公的弁護制度検討会を含む一〇の検討会が設置された。

(4) 司法制度改革推進計画 二〇〇二（平成一四）年三月閣議決定

この中で、被疑者・被告人の公的弁護制度の整備として「被疑者に対する公的弁護制度を導入して被疑者段階と被告人段階を通じ一貫した弁護体制を整備することとした上、その運営主体は公正中立な機関とし、適切な仕組みによりその運営のためにいわゆる公的資金を導入する」とされた。

(5) 公的弁護制度検討会

ア 二〇〇二（平成一四）年二月に開始された公的弁護制度検討会は、二〇〇四（平成一六）年七月に終了するまで合計一四回開かれ、対象事件の範囲、選任要件・選任の始期・終期、運営主体の事務・組織、公的弁護制度の担い手である弁護士の確保方策、弁護活動のあり方、弁護報酬の算定方法、といった各論点

につき急ピッチで検討が進められた。日弁連はこれらの論点につき、日弁連として基本的考え方を随時ブレゼンテーションの形で表明すると同時に、日弁連関係委員を通じて明らかにしてきた。

Ⅰ 国費による被疑者弁護士制度の対象事件の範囲としては、身体拘束された被疑者とするということについては、ほぼ異論がなかったが、国費による弁護士請求権を与える事件の範囲については、罪名による限定を付すべきではないという意見と、弁護士の対応能力や国民の理解を考えて、一定の限定を付すべきだとの見解とに分かれていた。

日弁連は、二〇〇三（平成一五）年夏に各弁護士会毎に対応能力の検証作業を集中的に実施し、その結果を踏まえてすべての身体拘束被疑者を対象とした国選弁護を直ちに実現するのは困難であるとの判断に達し、段階的に範囲を拡大していく制度構想を提起した。

最終的には、この日弁連の提起が取り入れられ、二〇〇六（平成一八）年一〇月から実施される第一段階においては、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件を対象とし、二〇〇九（平成二一）年五月からの第二段階において、長期三年を超えるいわゆる必要の弁護事件に拡大することとされた。

(6) 二〇〇四（平成一六）年五月「刑事訴訟法の一部を改正する法律」が成立し、二〇〇六（平成一八）年六月には「総合法律支援法」により被疑者国選弁護制度を含む国選弁護制度が実現するにいたった。

(7) 二〇〇六（平成一八）年四月には、運営主体である日本司法支援センター（法テラス）が設立され、同年五月には「日本司法支援センター業務方法書」「法律事務取扱規程」「国選弁護人の事務に関する契約約款」がそれぞれ認可された。

2
このようにして国選弁護士制度は、同年一〇月には名実ともにスタートするに至ったのである。
被疑者国選弁護士制度の実現にむけての日弁連の取組み

(1) 国選弁護士シンポジウム

第三回国選弁護士シンポジウム（福岡、一九九一（平成三）年七月）において、はじめて被疑者段階の国選弁護士制度の実現という課題が提起されて以来、その後の国選弁護士シンポジウムにおいては、さまざまな観点から、被疑者国選弁護士制度の実現にむけた活発な議論が展開され、問題提起がなされてきた。二〇〇一（平成一三）年一二月の第七回国選弁護士シンポジウムは、「国費による弁護士制度を創る 当番弁護士制度一〇年の実践から」のテーマのもとで開催され、時あたかも同年六月の司法制度改革審議会最終意見書が「被疑者に対する公的弁護士制度を導入する」と提言したことから、弁護士会の対応能力を検証しつつ、いかなる制度を創設していくかが議論された。その後、二〇〇三（平成一五）年五月の大阪シンポ、被疑者国選弁護士制度がスタートする直前の二〇〇六（平成一八）年九月の福岡シンポでは、それぞれ、充実した弁護のための対応態勢の整備などが議論された。二〇〇八（平成二〇）年九月の東京での国選弁護士シンポジウムは、「被疑者国選を活かす 裁判員裁判を目前にして」のテーマで開催され、二〇〇九（平成二一）年の第二段階に向けての対応態勢、国選弁護士報酬問題、被疑者弁護のスキルアップと公判前整理手続について報告と討議が行われた。

(2) 日弁連は、公的弁護士制度検討会、国選弁護士シンポジウムに取り組んだのみならず、被疑者国選弁護士制度実現にむけてさまざまな取組みをしてきた。

一九九七（平成九）年一〇月には、「被疑者国選弁護士制度試案」を策定、一九九八（平成一〇）年三月の

臨時総会においては、「被疑者国選弁護制度の早期実現を求める決議」を採択していたが、二〇〇二（平成一四）年三月に発表された日弁連司法制度改革推進計画においては、「被疑者に対する公的弁護制度（運営主体は、個々の事件における弁護活動の自主性・独立性が損なうおそれのない、公正中立な機関とし、透明性・説明責任の確保等の要請を満たすものとする。）の導入に関し、必要な対応を行うとともに、被告人段階を含め、弁護体制を整備するため、必要な検討を経たうえ、所要の取組を行う」ことを明らかにした。

また、二〇〇二（平成一四）年六月には、日弁連刑事弁護センターが「国費による弁護制度のもとでの弁護態勢について（第一次案）」を策定し、制度を担っていく対応態勢の整備に取り組んでいくことを明らかにした。

さらに、二〇〇二（平成一四）年一〇月には、日弁連理事会にて「国費による弁護人の推薦等に関する準則」が策定された。二〇〇三（平成一五）年二月の第七回検討会において、日弁連は「国費による当番弁護士制度」を提起し、その実現を求めた。

(3) 国選弁護対応態勢確立推進本部（略称・国選本部）の設置

二〇〇七（平成一九）年二月、国選弁護対応体制確立推進本部が設置された。

これは、二〇〇六（平成一八）年一〇月の第一段階のみならず、必要的弁護事件に拡大される第二段階を考えるならば、さまざまな課題を抱えている日弁連刑事弁護センターとは別に国選弁護制度に対応する組織が必要であるとの考えに基づくものであった。

対応態勢確立推進本部とされているが、対応態勢のみならず、報酬問題、国選弁護制度におけるさまざまな手続問題を扱うものとされ、対応態勢部会、国選報酬部会、手続部会の三部会が設置された。

第一段階はともかく、第二段階に対応していくためには、すべての弁護士会において、態勢を確立していくことが不可欠であるとの観点から、弁護士会選出の事務局員たる委員による部会、事務局会議に加えて、執行部および理事たる委員による全体会議（理事会内会議）を毎月一回ずつ開催することとした。

(4) 四者協議、法テラスとの二者協議

二〇〇六（平成一八）年一〇月の第一段階の実施に備えて、選任方法等の手続の詳細につき、最高裁、法務省、警察庁、日弁連の四者による実務者協議が行われ、全国统一の書式が確定し、それらに基づき運用がなされることとなった。他方、法テラスについても、設立前には準備室との間で、設立後は法テラスとの間で報酬問題を含め、実務上の協議が行われ、現在も継続して行われているところである。

(5) 全国キャラバンの実施

国選本部は、第一段階の対応態勢を検証するとともに、第二段階の対応態勢を確立していくうえで、各弁護士会の実情を把握し、対策を講ずることを目的として、二〇〇七（平成一九）年三月から五月にかけて各弁護士会連合会に委員を派遣し、意見交換会を開催した。これを通じて弁護士偏在問題や、これに対するスタッフ弁護士の配置問題がクローズアップされ、数字上からは窺い知れない具体的な実情を把握することができた。

(6) 契約弁護士の確保

被疑者弁護士制度の発足にあたって、現実これを担う国選辩护人、契約弁護士の確保が喫緊の課題であったが、各弁護士会においては、さまざまな取組みがなされた。二〇〇六（平成一八）年一〇月時点での契約数は、八、四二七人であったが、その後二〇〇九（平成二一）年七月段階では一萬五、七八〇人に増加するに

至った。

(7) 第二次キャラバンの実施とスタッフ弁護士の配置

国選本部は、二〇〇七（平成一九）年三丁五月に実施した第一次対応態勢キャラバン後の各弁護士会の状況の変化等について、アンケート調査を行い、その結果を踏まえて二〇〇九（平成二一）年対応について、特に困難が見込まれる会や詳細な実情把握が必要とみられる会について二〇〇八（平成二〇）年一～三月に個別に第二次キャラバンを実施した。

そのうえで、法テラスのスタッフ弁護士の配置が必要とされる地域を選定したうえで、法テラスとの協議を重ねた結果、二〇〇八年度は四号地域事務所を含め四六名のスタッフ弁護士を配置することとなった。

（佐藤 太勝）

(二) 公判前整理手続の特徴・課題

1 刑訴法改正と公判前整理手続

裁判員法成立と同時に、刑事訴訟法が改正された。主たる改正内容は、連日開廷の規定の法定化（これまでは規則事項であった）、新たな準備手続である公判前整理手続の創設、証拠開示制度の創設などである。

公判前整理手続は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うために「行われるもので、そこでは、「事件の争点及び証拠」が整理される。

公判前整理手続は、裁判員裁判対象事件以外の裁判では必要に応じて実施されるにすぎないが、裁判員裁判では必ず実施される。公判前整理手続を含む改正刑訴法は、裁判員裁判施行（二〇〇九（平成二一）年五月二二日）に先立つ二〇〇五（平成一七）年一月一日から施行された。裁判員裁判施行までに相当数の事件で公判前整理

手続が実施され、一定の実務的慣行が築かれつつある。

2 公判前整理手続と主張整理

公判前整理手続では、争点が整理される。その一環として、検察官は、公判期日において証拠により証明しようとする事実が記載された証明予定事実記載書面を提出する必要がある。また、被告人側は、一定の証拠開示を経た後、公判期日においてすることを予定している主張を明らかにする必要がある。

検察官が提出する証明予定事実記載書面は、審判を求めようとする対象を明らかにするものであり、被告人側の防御対象を明確化するものでもある。すなわち、公判前整理手続に付されると、被告人側の防御対象が早期に明確化される。また、被告人側としても、証明予定事実記載書面に対する求釈明などを通じて、防御対象の明確化を求めることが可能となる。

3 公判前整理手続と証拠整理・証拠開示

公判前整理手続では、証拠が整理される。その一環として、検察官は、証明予定事実記載書面を提出するとともに、証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べを請求し、これを被告人側に開示しなければならない（請求証拠の開示）。他方、被告人側には、類型証拠開示の請求権および主張関連証拠開示の請求権が認められている。

類型証拠開示請求は、検察官の証明予定事実記載書面の提出および請求証拠の開示の後に行うものである。これは、一定の類型に属する証拠で、被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性等を考慮して相当と認められる場合に開示を求めることができるというものである。たとえば、検察官が特定の検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とする供述録取書などが開示の対象となる。

主張関連証拠開示は、被告人側が明示した予定主張に関連する証拠で、被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度等を考慮して相当と認められる場合に開示を求めることができるというものである。たとえば、被告人が責任能力を争う予定主張を明示した場合に、責任能力の有無を判断するために必要な一定の証拠が開示の対象となる。

この類型証拠開示および主張関連証拠開示は、日弁連が求めていた全面的証拠開示あるいは証拠リストの開示とは異なるが、証拠開示を被告人側の権利として認めたという点で評価できる。そして、改正刑訴法施行後、これまでの実務を振り返ってみると、相当程度の証拠が開示され、裁判所も、その開示に積極的姿勢を示している。たとえば、警察官が作成した取調べの備忘録も証拠開示の対象となりうる（最高裁平成一九年二月二五日決定参照）。

4 公判前整理手続の課題

このように、公判前整理手続は、防御対象が明確化され、これまで開示されてこなかった証拠も開示されるなど、被告人の防御のために有用な手続である。しかし、裁判員裁判において必要的に実施される公判前整理手続の運用面では懸念される点もある。特に、裁判員の負担を強調するあまり、公判期日を一律短期間に終了させようとし、争点や証拠を過度に制限しすぎはしないかという懸念である。

そこで、日弁連は、二〇〇九（平成二一）年二月二〇日に、「裁判員裁判の運用に関する意見書」を採択した。そこでは、公判前整理手続に関して、以下のような運用がなされるよう求めている。

- (1) 公判前整理手続においては弁護人側が十分に準備できる期間が確保されること
- (2) 公判前整理手続において、弁護人の方針に関わる事項について裁判所が介入し、争点や証拠の絞り込みを

(三)

1 国選弁護士報酬
はじめに

強行するような運用が行われてはならないこと

(3) 審理計画の策定にあたっては、余裕をもった審理計画を立てる必要がある、必要な審理と評議のための時間が犠牲にされてはならず、「拙速」裁判とならないようにすること。また、審理計画は予定にすぎないことを確認し、当初の審理計画に拘泥するあまり、公判審理における主張・立証が不当に制限されることのないようにすること

(4) 公判前整理手続における争点および証拠の整理にあたっては、必要な証拠開示がなされるべきこと
裁判所は、右記意見に沿った運用に心がけるべきである。また、弁護士も、被告人の防御のために、右記意見に沿った運用となるよう最善の努力をする必要がある。

(西村健)

(1) 国選弁護士報酬は、一九四八(昭和二三)年の制度発足時から、裁判所が算定し支払う仕組みになっていた。

この制度は、法テラスにその運営が移行する二〇〇六(平成一八)年一〇月まで続いた。

(2) 日弁連は一九六五(昭和四〇)年、国選弁護に関する委員会を発足させ、毎年最高裁に対し国選弁護人報酬増額等要望書を提出するなどして国選弁護士報酬の増額に取り組んできた。

(3) 一九九九(平成一一)年の国選弁護士報酬は地方裁判所標準事件(三開廷)で八万五、〇〇〇円であり、その後の増額運動も結実せず、年度によっては引き下げられるということもあった。

(4) その後の刑事司法改革により、二〇〇六(平成一八)年一〇月から国選弁護の運営主体が最高裁から法テ

ラスに移行することになった。

(5) 日弁連はこの時期を、適正な報酬基準確立の機会だと捉え、大幅な国選弁護士報酬増額運動に取り組みことにした。

2 新しい国選報酬決定の経過

(1) 新しい制度である法テラスのもとでの国選報酬について、当時の法務省総合法律支援準備室との交渉は、二〇〇四（平成一六）年四月から始まった。日弁連は、これまで実施された国選弁護士シンポジウム等明らかにしたいくつかの国選報酬体系を示し、法務省との交渉にあたった。

(2) 二〇〇五（平成一七）年二月、日弁連理事会において、平成一八年以降の被疑者・被告人国選弁護士制度（新制度）における国選弁護士報酬基準の在り方¹について、以下の通り決議した。

予算の大幅な増額要求をしつつ、以下の四項目を基本方針として法務省総合法律支援準備室との折衝を継続し、具体化していくこととする

ア 被疑者弁護・被告人段階を通じて、労力に応じた基準を基本とする

イ 被疑者弁護については、接見回数を、被告人弁護については、公判回数を、労力を計る基準とする

ウ 一定の成果加算をする

エ 謄写費用等の実費については、別枠とする

(3) このころ、準備室からは、予算枠が拡大しないとすれば、労力に応じた国選報酬体系にすると、かなりの数を占める簡易な事件で、現状よりも減額になるとの試算が示された。

(4) 日弁連は、三開廷基準といわれる八万五、二〇〇円（二〇〇五（平成一七）年）を下回るとは、影響が

大きすぎるので、この水準は維持しつつ、長期審理を要する事件についてはその回数に見合う報酬を検討すべきと主張した。

(5) その後の折衝を経て、二〇〇六（平成一八）年四月には、ほぼその骨格が固まった。

ア 被告事件の類型に応じた基準の設定

・ 罪の軽重（簡裁事件・単独事件・合議事件・裁判員対象事件）

・ 争点の有無（公判前整理手続に付された事件が否か）により類型分けをし、それぞれの類型について基準を設ける

イ 公判回数・接見回数を反映させた基準の設定

被告事件の各類型ごとに設定する基準としては、公判回数（被疑者国選については接見回数）が報酬に反映するものとする

ウ 一定の成果に対する加算基準の設定

一定の成果がある場合には報酬が加算される基準を設ける

(6) これまでの国選報酬は、裁判所の裁判事項とされ、三開廷基準という目安はあるものの、支払いを受けてみなければわからないというものであった。

(7) これに対し、新しい基準は客観的基準に基づくものであり、報酬としてのいわば明細が明らかにされており、今後の増額交渉に大きな足がかりを残すものとなった。

(8) 二〇〇六（平成一八）年六月、日弁連刑事弁護センターは、日本司法支援センターの国選弁護報酬基準の概要を説明し、その後、六月の理事会で同様の報告を行った。

理事会では、客観的基準だけで報酬を決定する方式は、実態にそぐわない点が出てくるのではないかと、多くの割合を占める軽微な事件の報酬がこれまでより下がることへの懸念、膳写費用が一枚二〇円になったことへの懸念等が、指摘された（これらの問題点は二〇〇六（平成一八）年一〇月の法テラス移行後、多くの弁護士や、弁護士会から指摘されたものであった）。

(9) これらの問題点の指摘に対しては、今後も報酬の体系そのものも含めて見直して行かねばならないこと、特に膳写費用に関しては、否認事件や、地方の支部のような遠隔地では特に問題が大きく、早急に検討しなければならぬ課題であるとの回答がなされた。

3 新たな国選制度のスタートとその後の改定

(1) 二〇〇六（平成一八）年一〇月二日から新たな国選制度がスタートした。

体制は順調にスタートしたものの、新たな国選報酬制度については多くの問題点が指摘され、法テラスに対し異議申し立てが相次いだ。その問題点の最大ものは、膳写費用の実費が支給されず、実質国選報酬が減額になるといふ点であり、事件によっては、支払われた国選報酬を膳写費用が上回ったという事例すら出てきた。

(2) 次に、労力に応じた報酬体系は、国選報酬の予算総額が増額されない中で、困難な事件の報酬を増額するという体系にしたために、それらの事件については報酬が相当増額となったものの、事件数としてはもっとも多い一回結審の事件の報酬が裁判所算定当時よりも減額になるという結果となり、ここにも不満が集中した。

(3) さらに、被疑者段階で接見回数に応じて、公判段階で公判回数に応じて報酬体系を作り、成果についての報酬が不十分であったため、成果項目にない弁護士活動に対する報酬が全く支払われないことに対する批判も

あった。

(4) そもそも客観的基準だけで報酬体系を作ることが実態にそぐわないという指摘が現実のものになったという面もあった。

— その後の改定交渉では、これらの問題点の克服が課題となった。

4 その後の報酬規定の改定

(1) 制度発足後初めての改定が、二〇〇七（平成一九）年四月一日に行われた。

主な改定点は、示談について、これまで全件について示談が成立しないと報酬の対象にならなかった扱いから、一部の示談でも報酬が支払われるようになり、また遠距離移動の際の対象活動・対象距離が広がった。

また、同年一月一日の改定では、これまで二〇〇枚超からしか膳写費用が支給されなかった否認事件については、一枚から支給されるようになり、また、長年の懸案であった無罪や縮小認定が報酬の加算対象になった。

(2) 次に、二〇〇八（平成二〇）年九月からは、これまで全く改定の対象にされなかった基礎報酬が改定され、公判加算も一回目から行われるようになった。

その結果、最も数の多い地裁単独の事件で、一回で結審し、別期日で判決言い渡しが必要なような事件の場合で、これまでの支払額七万三、〇〇〇円が、八万五、八〇〇円に改定された。

(3) このときの改定によって、最高裁が管轄していた時代に比べて、軽微な事件の基礎報酬が下がったという事態が、元に戻ることになった。複雑な事件については既に法テラス移行時に増額になっているので、ようやく基礎的數字全体として増額が実現できた。

被疑者国選の新たな拡大と裁判員制度の開始に向けた報酬制度の改定

(1) 日弁連は一年以上にわたって裁判員報酬について検討を重ね、さらに一年近く法務省との交渉を重ね、二〇〇九(平成二一)年四月、裁判員裁判の国選報酬が決定した。

その概要は、基礎報酬を四類型に分け、他に裁判員四名、裁判官一名の類型も作った。四類型に分けた基準は、公判前整理手続の回数を基礎にして、公判回数も加味したものになった。

さらに公判時間と公判回数に応じて加算する方式とし、複数の弁護人に対応することを基本にすることから主任加算が創設された。

その結果、審理期間二日間で三六万円程度(単独)、三日間で四五万円程度(単独)、五日間で七〇万円程度(複数の場合の一人分)、六日間で一〇〇万円程度(複数の場合の一人分)の報酬となる予定である。

(2) 一方、裁判員裁判事件以外の事件についての改定も行われた(五月二日以降に裁判所から指名通知請求がなされた事件が対象となる予定)。

被疑者段階の接見報酬の加算、要通訳事件の接見報酬の加算(新設)、公判段階では公判前整理手続の加算、控訴審・上告審の基礎報酬の改定、保釈加算(新設)、示談加算、そして遠距離接見等の費用が改定された。

しかし、最大の課題である謄写費用については、一枚二〇円のまま据え置かれており、日弁連の要求する実費支給にはほど遠い。日弁連としては、謄写費用をできるだけ安くする努力をする必要がある。しかし、現実には一枚二〇円ではとつてい事業として成り立たない地域もあり、その場合は実費支給をすべきである。

(3) 今後は、請求証拠、開示証拠のすべての副本の作成、提供を検察庁が行うよう法改正をすべきであり、日弁連は法律の改正を求める運動を提起している。

(四) 取調べの可視化

1 取調べ可視化の重要性

わが国の取調べは、完全な密室で行われている。そのため、これまで違法・不当な取調べが繰り返され、自白調書の作成過程を検証できない虚偽の自白によって、多くの冤罪が生み出されてきた。

最近でも、富山・氷見事件や鹿児島・志布志事件をはじめとして、いまなお密室取調べによる自白強要と冤罪事件が明らかとなっている。もはや、密室での取調べに依存したわが国の刑事手続が破綻していることは、明らかである。

このような密室取調べの弊害を除去するためには、取調べの可視化（取調べの全過程の録画）こそが必要不可欠である。日弁連は、刑事司法制度改革において、取調べの可視化の実現を最重要課題の一つとして位置づけ、その推進をしてきた。

2 取調べの可視化と司法制度改革

(1) 司法制度改革審議会および司法制度改革推進本部での議論状況

一九九九（平成一一）年にスタートした司法制度改革審議会の議論において、取調べの可視化は、重要論点として取り上げられた。委員の中には、可視化に対し、積極的な意見も見られたが、法務省は、徹底的に抵抗した。すなわち、審議会のプレゼンテーションにおいて、「他人に見られては真実は話せない。テープ録音をされたのでは、自白は引き出せない」などとして、可視化に強く反対したのである。

その結果、二〇〇一（平成一三）年六月に提出された審議会意見書では、「取調べ状況の録音、録画や弁

護人の取調べへの立会いが必要だとする意見」は、「将来的な検討課題ととらえるべき」とされるにとどまったのである。そして、二〇〇二（平成一四）年にスタートした司法制度改革推進本部において、取調べの可視化は、一旦検討課題から外されてしまった。

(2) 日弁連の取組み

これに対し、日弁連は、二〇〇三（平成一五）年三月に大阪で開催した第八回国選シンポジウムのプレシンポジウムとして、「取調べの可視化と捜査弁護の深化」をテーマとして取り上げたほか、引き続き同年五月に大阪で開催した同国選シンポジウムにおいても、「可視化時代の弁護」をテーマとして取り上げた。そして、同年七月には、日弁連として、「取調べの可視化」についての意見書を作成し、政府、最高裁などの関係各機関に執行するとともに、「日弁連取調べの可視化実現ワーキンググループ」を立ち上げ、取調べの可視化実現を強力に推進することとした（後に、同ワーキンググループは「取調べの可視化実現委員会」に改組され、さらに「取調べの可視化実現本部」に改組された）。

また、日弁連は、二〇〇三（平成一五）年一〇月一七日に、松山で開催された人権擁護大会において「被疑者取調べ全過程の録画・録音による取調べ可視化を求める決議」を採択した。

さらに、日弁連は、海外における取調べ可視化の実情調査も精力的に進め、二〇〇四（平成一六）年一月に台湾、三月に韓国、九月に香港、一月にオーストラリア・イタリア、二〇〇五（平成一七）年七月にはモンゴル、同年九月にアメリカ・イリノイ州等の視察を行った。また、二〇〇三（平成一五）年一月には、国際法曹協会（IBA）の調査団を招聘し、日本の密室取調べの実情を訴えた（この調査を受けて、IBAは、二〇〇四（平成一六）年一月に、日本政府に対し、取調べの可視化の提言を行った）。

他方、日弁連は、市民との連携を深めるべく、二〇〇三（平成一五）年以降二〇〇八（平成二〇）年まで、毎年市民シンポジウムを開催した。二〇〇四（平成一六）年一月には、「取調べの可視化（録画・録音）の実現に向けて 可視化反対論を批判する」と題する冊子を作成したほか、海外調査の結果なども踏まえて、取調べの可視化のパンフレットを作成し、広く市民の方々や国会議員に対する啓蒙活動に活用した。

- さらに、弁護の側から取調べ状況を記録し、明らかにしていく弁護実践こそが取調べの可視化を推進するとの観点から、二〇〇四（平成一六）年三月からは、被疑者ノートを全国の弁護士会に配布し、その活用を呼びかけた。また、二〇〇五（平成一七）年一月以来、「取調べの可視化申入書（モデル案）」および「取調べの可視化申入書（モデル案）活用マニュアル」を作成し、捜査機関への提出と弁護実践を呼びかけてきた。
- (3) 司法制度改革推進本部における再議論

このように、日弁連が、取調べの可視化実現の運動を進める中、司法制度改革推進本部の裁判員制度・刑事検討会においても、一委員から、裁判員制度の実施を踏まえて、取調べ状況の客観化を求める意見が出されるなど、改めて取調べの可視化をめぐる議論がなされることになった。

- (4) 司法制度改革関連法の成立と附帯決議
- 二〇〇三（平成一五）年ないし二〇〇四（平成一六）年にかけて、国会において「裁判迅速化法」「裁判員法」等の関連法が、相次いで可決成立したが、その中で衆・参各委員会において、政府、最高裁に対し、「取調べ状況の客観的信用性担保のための可視化等を含めた制度・運用について検討を進めること」などを内容とする附帯決議がなされるに至った。

- (5) 相次ぐ冤罪事件の発覚

このように取調べの可視化をめぐる動きが活発化する中、二〇〇七（平成一九）年には、富山水見事件、鹿兒島・志布志事件、佐賀・北方事件など、虚偽自白や自白強要による冤罪事件が相次いで発覚した。

このため、市民やマスコミにおいても、密室取調べを批判し、取調べの可視化を求める世論が高まった。

3 裁判員裁判の実施にむけて取調べの可視化への動き

(1) 検察庁・警察庁の動き

密室取調べに対する批判が高まる中で、最高検察庁は、二〇〇六（平成一八）年七月、東京地検を試行庁として、裁判員裁判対象事件について、取調べの一部録画試行を開始し、二〇〇八（平成二〇）年二月まで順次試行を拡大した。そして、二〇〇九（平成二一）年四月以降は、裁判員裁判対象事件については、一部録画を正式に実施している。

また、これまで取調べの録画に強硬に反対してきた警察庁も、二〇〇八（平成二〇）年九月から、警視庁、大阪府警、神奈川県警、埼玉県警および千葉県警管内の警察署で、裁判員裁判対象事件の取調べの一部について、一部録画を試行している。

しかしながら、これらの一部録画は、あくまでも裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的立証だというのであり、「取調べの可視化」を目的とするものではない。現に一部録画の範囲は、あくまで自白獲得後の読み聞かせや確認場面にとどまる。このような一部録画は不十分であるだけでなく、取調べ状況について誤った印象を与える可能性が大きく、極めて危険といえる。このような一部録画ではなく、取調べの可視化、すなわち取調べの全過程の録画の実現こそが不可欠である。

(2) 国会の動き

二〇〇七（平成一九）年二月、民主党から、全事件における取調べの全過程録画の義務付けを主な内容とする刑事訴訟法改正案が参議院に提出され、同法案は二〇〇八（平成二〇）年六月四日に参議院本会議で賛成多数で可決された。その後、衆議院では審議未了で廃案となったものの、同法案が参議院で可決されたことは、日弁連がこれまで一貫して主張してきた取調べの可視化の実現に向けて重要な一歩だと言える（三日、参議院法務委員会での可決の際に日弁連会長は、「取調べの可視化（取調べの全過程の録画）を主な内容とする刑事訴訟法改正案に関する会長談話」を発表した）。

(3) 署名運動

参議院において取調べの全過程の録画を主な内容とする刑事訴訟法改正案が可決されるなど、取調べの可視化は国会でも重要課題として認識されるようになった。しかし、国会では、取調べの可視化についてなお慎重または反対の声もあり、その法制化のためには、なお多くの国民の声を届ける必要がある。そこで、日弁連は、二〇〇八（平成二〇）年二月から「取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を求める署名運動」を全国で実施し、二〇〇九（平成二一）年三月末までに一一万人を超える署名を集めた。

4 取調べの可視化実現のために

取調べの可視化は、日弁連が取り組んできた刑事司法制度改革で残された重大課題の一つである。そして、現在、裁判員裁判の実施や、世論の支持を追い風として、その実現が現実的かつ具体的なものとなりつつある。

検察庁や警察庁による取調べの一部録画も、そのような流れに抗しきれなくなった結果であることは明らかである。

しかし、一部録画は、決して取調べの可視化ではない。密室取調べを維持しようとする一部録画は、危険です

らある。日弁連は、このような一部録画を批判しつつ、真の取調べの可視化、すなわち取調べの全過程の録画の実現に向けて、なお全力を傾注していかねばならない。

(秋 田 真 志)

(五) 法曹三者協議

1 協議会の設置

司法制度改革審議会意見書に基づき、司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会において裁判員制度の内容が固められたが、そこで検討されなかった問題を含むいくつかの課題について、日弁連は二〇〇四(平成一六)年一月に、最高裁、法務省、最高検に対して、協議会の設置を申し入れた。その結果、「刑事手続の在り方等に関する協議会」が設置され、二〇〇四(平成一六)年三月から二〇〇八(平成二〇)年九月までの間に一〇回の協議会が開催された。また、その間に、意見交換を進めるために、二〇〇九(平成二一)年二月までの間に四六回の幹事会が開催されたほか、取調べの可視化と保釈・勾留問題について研究会も開催された。また、取調べの可視化に関しては、警察庁がオブザーバーとして参加したこともある。

なお、二〇〇五(平成一七)年六月には、日弁連に「刑事手続の在り方等に関する協議会バックアップ会議」が設けられ、各課題への対応に関する検討を行ってきた。

2 協議の内容

協議された内容は、多岐にわたるが、主なものは、(1) 裁判員制度の適正な運用のあり方、模擬裁判に現れた問題の検討、(2) 公判前整理手続の運用のあり方、(3) 裁判員制度実施に向けた対応体制、(4) 刑事訴訟規則の制定に向けた検討、(5) 取調べの可視化、(6) 保釈・勾留問題、(7) 被告人の服装、着席位置、法廷

内におけるメモの授受、手錠・腰縄の解錠時期、(8) 裁判所構内接見、(9) 新しい捜査手法のあり方、(10) 音声認識システムおよび量刑データベースの取扱い、(11) 障害のある人の裁判員裁判への参加などである。

3 協議の成果と課題

公判前整理手続と裁判員裁判の審理のあり方などに関する実務上の問題については、幹事会やその準備のための個別の協議の場で、法曹三者相互において率直な意見交換を積み重ねることができた。その結果、それぞれの考え方に違いはあり、なお解決されるべき運用上の課題が残されていることが確認される一方で、問題意識を共有化できたことも多く、刑事裁判実務のより適切な運用に資することがあったと評価できる。

公判前整理手続における検察官の証拠開示は、法制化される以前の訴訟指揮に基づく開示の運用に比して格段に広がり、検察官が証拠との関係を示して提示する証明予定事実は、検察官の主張が特定され、防御の範囲を確定する機能を実質的に有することとなった。また、裁判所においても、争点・証拠の整理は当事者のイニシアチブの下においてなされるべきであるとの認識が示されるようになった。

裁判員裁判の審理は、調書裁判といわれた従来型の審理から、直接主義、口頭主義を実現し、目で見て耳で聞く証拠調べによる審理へと大きく転換されるべきことについて法曹三者に異論はなく、これを実現する方向で実務運用のあり方に関する協議も重ねられた。

冒頭陳述、論告、弁論は書面の提出ではなく、口頭で分かりやすく説得的に述べるべきこと、供述調書の証拠調べよりも、法廷における証言や被告人質問が重視されるべきであることなど、審理の進め方について具体的な意見交換もなされた。

他方で、制度改革課題である取調べの可視化については、諸外国の実情について、弁護士と検事から調査結果

が報告されたほか、刑事法学者からの提言について検討されたにとどまり、その後、検察庁と警察において、一部録画が実施されているが、弁護士会が求める可視化は実現されていない。

また、身体拘束問題についても、学者を招いた研究会を開催したが、その後の進展はなく、議論の場を法制審議会における検討に委ねる結果となっている。

本協議会の主要な目的であった制度改革課題について、法務省は、国会の附帯決議の趣旨に沿う必要な検討を果たさなかったというべきであり、法曹三者協議のみによって新たな展開を実現することは困難であったが、裁判員裁判開始後の具体的な運用のあり方については、さまざまな問題の検討と課題の克服のために、本協議会または、これに代わる法曹三者の協議会の必要性は大きい。

(六) 裁判員制度と報道

1 問題の所在

報道の自由は、市民の知る権利を支える重要な役割を担っているが、他方で、無罪が推定される被疑者・被告人の公正な権利を受ける権利と名誉・プライバシー権の保障も重要である。

被疑者・被告人に対する犯人視報道によって、被疑者・被告人の権利が侵害されている実態があるが、他方、捜査・公判の状況が正確に報道されることにより公権力行使を監視し、違法捜査の抑止と冤罪の防止に資する機能を有している。このことは、裁判員制度の実施の有無とは関わりがない。

2 報道のあり方

そこで、裁判員制度実施本部は、二〇〇七（平成一九）年二月に、事件報道においては、（１）被疑事実・公訴事実が刑事訴訟手続の一方当事者たる捜査・訴追機関の見解にすぎないことが正確に報じられるべきである

こと、(2) 捜査機関から取得した情報は、捜査機関が取材源であることを明示すること、(3) 捜査機関が公表した被疑者・被告人の自白の取扱いは慎重であるべきこと、(4) 被疑者・被告人の前科・前歴は基本的に報道を差し控えるべきこと、(5) 被疑事実・公訴事実と関わりのない被疑者・被告人・親族、被害者その他関係者のプライバシーにわたる事実を報道を差し控えるべきこと、(6) 取材・報道に関して申立てを受け、審査・裁定をする第三者機関として報道評議会を設置するべきこと、とする考え方を表明した。

3 報道の変化

日本新聞協会は、二〇〇八(平成二〇)年一月に、「裁判員制度開始にあつての取材・報道指針」を発表して、事件報道の規制は、表現・報道の自由を侵すものとしつつ、捜査段階の供述報道は、すべてが真実であるかの如き印象を与えないよう記載について配慮する、被疑者のプロフィールなどは事件の理解に必要な範囲で報じる、識者コメントは、被疑者が犯人であるとの印象を植え付けないよう留意する、などの指針を示した。

その後の新聞社や通信社の記事では、捜査情報について、「・・・と分かった」「調べによると」との表現を、「○○○署によると○○○した疑い」「捜査本部は、○○○容疑者が○○○と供述したとしている」などの表現に改めつつあり、新聞・通信・報道各社は、犯人視しない報道、出所を明示する方向で検討を進めている。

このような報道各社の動きは、裁判員裁判開始に向けて生じたものであり、その方向は評価することができる。また、裁判員裁判の報道は、公判が、従来のようなさみだれ式・調書中心の審理から連日的・公判中心審理となるため、法廷の審理を取材することで、相当程度の裁判報道が可能となる。

4 弁護士の対応

報道各社は弁護士からの情報提供を求めるが、捜査段階では、弁護士が提供できる情報は限られたものとなら

ざるを得ない。しかし公判前整理手続の進展に応じて、提供しうる情報は増えるであろう。いずれにしても、弁護人は、被疑者・被告人の防御権行使の観点から報道対応を考えるべきであることは当然のことであり、裁判員裁判においても変わりはない。

(小野 正典)

(七) 検察審査会の改革

1 検察審査会法の改正

二〇〇一(平成一三)年六月付司法制度改革審議会意見書は、「刑事司法制度の改革」の一つとして、「公訴権行使の在り方に民意をより直截に反映させていくことも重要である」として、「検察審査会の組織、権限、手続の在り方や起訴、訴訟追行の主体等について十分な検討を行った上で、検察審査会の一定の議決に対し法的拘束力を付与する制度を導入すべきである」との提言を行った。これを受けて、検察審査会法の改正案が二〇〇四(平成一六)年五月二二日に成立した。改正検察審査会法は、裁判員法と同じく、二〇〇九(平成二一)年五月二二日から施行されている。

2 改正検察審査会の概要

弁護士との関係で重要な改正は、次の三点である。

(1) 検察審査会の議決に基づき公訴が提起される制度および指定弁護士制度の新設

検察審査会が、第一段階の審査において起訴議決をしたのに対し、検察官が、当該事件について、再度不起訴処分をしたとき又は一定の期間内に公訴を提起しなかったときは、当該検察審査会は第二段階の審査を開始しなければならず、その審査において、改めて起訴を相当と認めるときは、八人以上の多数により起訴

をすべき旨の議決（起訴議決）をする。起訴議決があると、裁判所により検察官の職務を行う弁護士を指定し、この指定弁護士が、起訴議決に基づいて公訴を提起し、その維持に当たることになる。日弁連と最高裁との協議により、指定弁護士は、弁護士会の推薦に基づき裁判所が指定することとなっている。

(2) 検察審査会が法的な助言を得るための審査補助員制度の新設

検察審査会の権限強化に伴い、検察審査会の審査が一層充実し、適正なものとなるよう、検察審査会が法的な助言を得るために審査補助員を弁護士の中から委嘱することができる制度が新設された。

検察審査会は、審査を行うに当たり、法律に関する専門的な知見を補う必要がある場合には、弁護士の中から審査補助員を委嘱することができる（任意的委嘱）。但し、起訴議決を行う第二段階の審査には、審査補助員は必ず委嘱しなければならないことになっている（必要的委嘱）。

審査補助員は、検察審査会長の指揮監督の下、ア 当該事件に係る法令及びその解釈を説明すること、イ 当該事件の事実上及び法律上の問題点を整理し、並びに当該問題点に関する証拠を整理すること、ウ 当該事件の審査に関して法的見地から必要な助言を行うことという各職務を行うことになっている。

日弁連と最高裁との協議により、審査補助員の委嘱に際しては、弁護士会からの推薦に基づくこととなり、各地の弁護士会において、推薦体制の整備が進められた。

(3) 検察審査会数の見直しと統廃合

二〇〇八（平成二〇）年一月二日、最高裁判所は、全国の検察審査会のうち事件受理数の少ない五〇会を廃止して近隣の審査会と統合する一方、多忙な大都市に計一四会を増設する統廃合を決定した。

3 日弁連の改正検察審査会法対策ワーキンググループの活動

改正検察審査会法においては、審査補助員および指定弁護士という形で弁護士が検察審査会の審理やその活動に大きくかかわることとなった。

そこで、日弁連は二〇〇五（平成一七）年六月に「改正検察審査会法対策ワーキンググループ」（以下「WG」という。）を設置し、これに対応することとした。

WGでは、東京・大阪・静岡の各検察審査会の実態調査を実施するとともに論点整理を行い、法務省・最高裁と何度も意見交換を実施した。

そして、日弁連の意見書として、「改正検察審査会法の施行に向けた意見書」（二〇〇六（平成一八）年七月）¹⁾、検察官の職務を行う弁護士に給すべき手当の額を定める政令²⁾に関する意見書³⁾（二〇〇八（平成二〇）年一月）などが発表された。

また、WGは改正法の概要を会内に周知徹底するための資料として、「審査補助員・指定弁護士のためのQ&A」（新・検察審査会法）⁴⁾（二〇〇七（平成一九）年八月）⁵⁾、審査補助員・指定弁護士のためのマニュアル⁶⁾、改正検察審査会法対応⁷⁾（二〇〇九（平成二一）年二月）をそれぞれ公刊して会員に配布した。

審査補助員・指定弁護士の職務についてのサテライト研修も実施し、多数の会員の参加を得た。

4 今後の展望

検察審査会への関与は、弁護士にとって全く新たな分野であるが、市民の弁護士に対する信頼を高める場として重要であるから、日弁連および弁護士会は、会内での広報や研修に全力で取り組み、迅速かつ適切に推薦できる推薦態勢を確立していくことが期待されている。

(八) 即決裁判手続

(山下幸夫)

1 制度導入の経過

(1) 日弁連の従来主張

日弁連は、司法制度改革審議会第二六回会議におけるプレゼンテーションで、争いのない事件と争いのある事件とが同じ方式で同じ裁判体で審理される弊害（被告人に不利な予断を形成しやすいこと、有罪を認める事件で不必要な審理をする結果として運用面において手続の形骸化が進んだこと、これが争いのある事件の審理にも影響を及ぼしていること）を指摘し、アレインメント制度の導入にも言及した。

(2) 司法制度改革審議会意見書

このような日弁連意見も踏まえ、審議会意見書は、「争いのある事件とない事件を区別し、捜査・公判手続の合理化・効率化を図ることは、公判の充実・迅速化（メリハリの効いた審理）の点で意義が認められる。その具体的方策として、英米において採用されているような有罪答弁制度（アレインメント）を導入することには、被告人本人に事件を処分させることの当否や量刑手続の在り方との関係等の問題点があるとの指摘もあり、現行制度（略式請求手続、簡易公判手続）の見直しをも視野に入れつつ、更に検討すべきであると述べた。

(3) 即決裁判手続の提案と修正経緯

司法制度改革推進本部事務局は、第二二回裁判員制度・刑事検討会において、即決裁判手続を導入することを提案した。これに対し、日弁連は、捜査期間の短縮、科刑制限、被告人の意思決定の前提としての弁護

人選任権の保障の必要性などを指摘した「司法制度改革推進本部事務局たたき台『刑事裁判の充実・迅速化について』に対する意見書」を提出した。同事務局は、第二六回検討会において、日弁連意見を取り入れた修正案を提示し、これに基づき法案化がなされ、同制度は、二〇〇六（平成一八）年一〇月から施行された。

2 即決裁判手続についての評価

(1) 即決裁判手続導入の意義

日弁連は、二〇〇三（平成一五）年一月、『即決裁判手続』についての意見書」を公表し、この即決裁判手続につき、後述する前提条件が満たされるならば、ア 争いが無い事件で、被疑者・被告人が身体拘束を受けている場合に、早期の釈放を実現できる条件が拡大する、イ 争いのない事件が、争いのある事件と区別され、簡易な証拠調べ等異なる方式で審理される結果、公判審理がメリハリのあるものとなり、争いのある事件や裁判員裁判における充実した審理をもたらしうること等の意義を認めた。

(2) 「即決裁判手続」の問題点と実施のための条件

他方、同意見書は、捜査官がこの制度を利用して自白を強要する危険性があり、特に、執行猶予科刑制限の導入により、被疑者が争っている事案において「執行猶予になるのだから自白したらどうか」などという取調べ方法が現在より広がるおそれが否定できないことを指摘し、こうした危険性を防止するために、即決裁判手続は、ア 取調べの可視化が実現され、かつ、イ 少なくとも必要的弁護事件を対象とした公的弁護制度が実施された時点で施行されるべきであり、ウ 長くとも原則である一〇日間の勾留期間での処分を前提とした制度設計をするべきである等の意見を述べた。

3 制度および運用上の改善を要する事項

日弁連は、二〇〇八（平成二〇）年六月、「即決裁判手続に関する制度上及び運用上の要改善点について（意見）」を公表した。

同意見書は、早期に起訴がなされ、二週間を原則とする公判期日の指定および弁護士会における受任態勢の整備により、被疑者・被告人が身体拘束から比較的早期に解放される制度として、一定の評価ができる旨述べている。

他方、同意見書は、制度上の問題（裁判所から日本司法支援センターへの指名通知依頼が遅延することが常態化し、そのため弁護活動期間が制約され、被告人の権利保護に欠ける結果となることが危惧される。その原因は、弁護人選任照会および被告人からの回答の遅延にあり、刑訴規則の改正によりこの照会および回答をファクシミリで行えることとし、遅延を解消すべきである。）、運用上の問題（起訴猶予・略式命令請求等との均衡への配慮、証拠開示の迅速化、即決裁判手続についての国選弁護報酬の引き上げなど）を指摘し、これらの改善を求めた。

また、即決裁判手続は、公判手続の合理化、さらには捜査の合理化をもたらす可能性を有するが、従来の実実認定手続を維持するものであり、限界があるといわざるを得ない。

即決裁判手続の運用実績をふまえ、アレインメント導入について検討が継続されるべきである。

（竹之内明）

四 日本司法支援センターの設置

（一）設置への道のり

1 民事法律扶助法の成立

政府に設置された司法制度改革審議会は一九九九（平成一一）年七月二七日から活動を開始したが、同年一一